

## 承認第 6 号

### 専決処分事項の承認について

和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成 29 年 6 月 12 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

## 専決処分について

下記のとおり和解に係る損害賠償の額を定めることについて、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により市長において専決処分する。

平成 29 年 5 月 1 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

### 記

相手方	_____
損害賠償の額	691,644円
事故の概要	平成28年6月23日午前8時55分頃、国道24号（隅田町下兵庫）を走行中、前方を走っていた車両が三叉路から国道に進入する車のために停車したが、ブレーキが間に合わず衝突した。 この事故により相手方が負傷した。当方に負傷者はいなかった。